平成29年度

負担金の額及び徴収方法

一般社団法人北海道貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・2,650円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・35,790円
- ③ 事業者ごとの負担金の額は、負担金の単価に本年6月1日現在における営業 所数及び車両数を乗じ合計して算出する。

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の算出方法

平成29年度(当センターが北海道運輸局長から適正化機関の指定を受けた日の翌月である平成29年7月から平成30年3月まで)の適正化事業の実施に必要となる経費を平成29年6月1日現在(次年度以降は2月1日現在)の貸切バス営業所数割及び車両数割の区分で按分し、それぞれ1営業所又は1両の単価を算出しています。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年分の負担金を平成29年度は一括納付していただきます。

なお、次年度からは分割納付を希望される場合は、1 カ年分の負担金を半年ごとに分割して納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合は、下表のとおり取扱います。

事業廃止、許可取消	精算を要する
丁 未用工、町門取旧	相弁で女りの
事業の休止、再開	精算を要する
事業の譲渡及び譲受、事業の分割、合併、相続	精算を要する
事業計画の変更	精算を要する
・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営	
業所を有することとなった場合	
・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該	
区域内に営業所を有しないこととなった場合	
事業計画の変更(上記以外)	精算を要しない

(4)納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法(以下「法」という。)第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。